

契約解除

訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メールや事業者のウェブサイトの専用フォームなどの電子媒体に加え、ハガキで通知することもできます。

■クーリング・オフの手続き手順（メール等の場合）

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に通知します。
- 2 送信したメールは大切に保存してください。ウェブサイトの専用フォーム等は、画面のスクリーンショットを大切に保存してください。
- 3 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

※ハガキで通知する場合は、両面をコピーし「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。コピーは大切に保管してください。

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- 訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等）
- 特定継続的役務提供（エステティックサロン・語学教室等）
- 電話勧誘販売
- 訪問購入（いわゆる訪問買取）

8日間

- 業務提供誘引販売取引（サイドビジネス商法等）
- 連鎖販売取引（マルチ商法）

20日間

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品（化粧品・健康食品）で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

■メールの記載例

宛先：xxxx@xxxx.co.jp
件名：クーリング・オフ通知
〇〇株式会社 御中

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇〇円
販売会社 〇〇株式会社〇〇〇営業所
担当者 〇〇〇〇氏

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返し、商品を引き取ってください。

令和〇年〇月〇日
東京都〇市〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇

※ハガキの場合も、同内容を記載します。

困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

●東京都消費生活総合センター（〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 16 階）
※日・祝日・年末年始はお休みです。

消費生活相談 ☎03-3235-1155
受付時間：月～土曜日・午前9時～午後5時

架空請求専用 ☎03-3235-2400
受付時間：月～土曜日・午前9時～午後5時

●お近くの消費生活相談窓口はこちらへ ➡ 消費者ホットライン ☎188

※通話料は有料です。



消費生活センターってどんなところ？

消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん、情報提供などを行っています。
これまで、仕方がないと解決をあきらめていたトラブルはありませんか？
困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。



悪質商法かも!？ 勧誘されたら188番

楽しく稼げる



サイドビジネス
商法

簡単にもうかる



マルチ商法

今日だけ割引



美容に関する
トラブル



言われた「じゃああるかも!」

BOKU KAMOKAMO...
© YUKI ISHII

関東甲信越ブロック 若者向け悪質商法被害防止キャンペーン

お近くの消費生活相談窓口
につながります

消費者ホットライン ☎188



東京都消費生活総合センター
☎03-3235-1155



@tocho_shouhi



https://www.facebook.com/tocho.shouhi

消費生活に関わる東京都の情報サイト

東京くらしWEB

検索



ウマイ話には裏があるカモ…！ 困ったら、一人で悩まず **すぐ相談！**

マルチ商法

商品の購入やサービスの契約をして販売組織の会員になり、他の人を勧誘して入会させると紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法もあります。



ウマイ話はない!

カモにならないために…

- 「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない!
- 友達やアプリで知り合った人から誘われても、きっぱりと断る!

こんな目にあってしまうカモ…

- 実際は全くもうからず、商品等を購入するためのローン(借金)だけが残ることも!
- 知人・友人を勧誘するしくみのため、あなた自身が加害者になることも…

美容に関するトラブル

SNS広告等を見て、安いと思い店舗に行ったところ、高額な美容関連のコースを勧誘される等のトラブルが多く見られます。



ちゃんと確認して!

カモにならないために…

- 「今日契約するなら割引」などの勧誘に、あわててその場で契約せず、持ち帰って慎重に判断する。
- 必ず契約時に申込書面の内容(施術期間、回数、契約額)と支払方法(特に分割払の総額)を確認する。
- 契約前に身体へのリスクや安全性について説明を求め、検討する。

サイドビジネス商法

「副業や内職で簡単に収入を得られる」等と勧誘し、仕事に必要があるとして商品やサービスを購入させる商法。



カモにならないために…

- 「簡単に稼げる」「気軽に始められる」ことを強調する広告やランキングサイトを、うのみにしない!
- 作業内容や利益のしくみが分からなければ契約しない!

こんなケースにも注意!

トイレの詰まり修理や鍵紛失時の開錠などを、ネットで検索した安い業者に依頼したところ、追加作業を勧められ、高額請求される。

緊急時サービスに関するトラブル

ネット広告等を見て安いと思い依頼したところ、想定より高額な請求を受けたというトラブルが多く見られます。



カモにならないために…

- ネット広告の最低価格をうのみにしない。
- 作業前に見積書もらい、作業内容や、出張料、キャンセル料などを確認する。
- 市販の殺虫剤を準備するなど、日頃から害虫対策をしておく。